

2018年(平成30年)8月20日

日本共産党福山市災害対策本部 様

福山市長 枝廣 直幹

2018年7月豪雨災害に関する緊急要望書(第2次)について(回答)

2018年7月13日付けで要請があった見出しのことについて、次のとおり回答します。

【要望】り災証明書の証明手数料は無料とすること。

【回答】平成30年7月豪雨では、り災証明書の証明手数料は、無料としております。

【要望】り災証明願の「自治会長(町内会長)又は民生委員の証明によるり災確認欄」は削除するなど様式を簡素にすること。

【回答】要望として受け止めます。

【要望】避難者や高齢の被災者など、市役所に出向くことができない場合、市職員が避難所や家庭を訪問して申請を受け付けること。

【回答】要望として受け止めます。

【要望】「一部損壊」の判定に該当する被害については、写真やスマートフォン等の画像の判定により罹災証明書を即日発行する「自己判定方式」を取り入れること。また、郵送による申請・返信を受け付けること。

【回答】要望として受け止めます。

【要望】修繕工事などの前に、被害状況の写真を撮影することや、工事の見積書・領収書等を保管した方がよいことを住民に周知すること。

【回答】被災者支援相談窓口や現地調査時に被災された方に周知しております。

【要望】被害認定に対する再調査依頼ができることについて、住民に周知すること。

【回答】罹災証明発行時に、被害区分において疑問な点がある場合には、再調査依頼ができることを伝えます。

【要望】店舗、事務所、工場等の住家用建物以外の建物の被害も、補償の対象とすること。

【回答】要望として受け止めます。

【要望】り災証明が対象としない設備、車両、漁船等の動産の被害については「被災証明書」を発行すること。

【回答】要望として受け止めます。

【要望】被害調査については、特に困難な事案の処理には、建築士等の専門家への委託や協力依頼を検討すること。

【回答】要望として受け止めます。

【要望】適用された災害救助法に基づき、行政が住居やその周辺の土石等の障害物の除去ができることを関係者に周知すること。

【回答】要望として受け止めます。

【要望】避難生活が長期化する避難者に対し、市営住宅への入居戸数を増やし、民間賃貸住宅も含め、応急仮設のみなし住宅として早期に入居できるようにすること。

【回答】2018年7月豪雨に対する住宅の供給については、13戸の緊急住宅を募集し、8戸の入居決定を行いました。また、国や県から官舎及び県営住宅の提供を受け、本市の2次募集として募集を行ったところです。

なお、災害救助法に基づき、県が事業主体となる借上型応急仮設住宅については7月20日より募集を行い、8月8日現在、43件の申込みをいただいております。

【要望】市・県の融資制度において、利子が無利子とすること。

【回答】母子寡婦福祉資金貸付金についてお答えします。

母子父子寡婦福祉資金貸付金は国の制度で、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の生活の安定とその児童（子）の福祉を増進するために各種資金の貸付を行っています。福祉資金の貸付ということから、利子は児童（子）に関する資金である就学資金、就学支度資金等につきましては無利子としております。また、住宅資金、転宅資金等につきましては、連帯保証人を立てられる場合は無利子としております。災害を受けて住宅等の補修等を行うものに対する貸付につきましては、連帯保証人を立てられない場合であっても、無利子となるよう対応することとしております。

【要望】医療、介護、障害福祉サービスの窓口負担金を無料とするよう、国等と協議すること。

【回答】住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方などいずれかの要件に該当する方は、医療機関及び介護サービス事業所等の窓口でその旨を申告することにより、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料について支払いが不要となる措置を講じています。

※期間：2018年（平成30年）7月5日～10月末まで